

様式第六号(第百六十五条の四関係)

(表面)

介護保険検査証
(法第七十二条関係)

(裏面)

<p>第 号</p> <p>令和 年 月 日交付</p> <p>顔写真</p> <p>厚生労働大臣又は 都道府県知事 印</p> <p>官職又は職名 氏 名 生年月日</p>	<p>介護保険法(抄)</p> <p>(報告の徴収等)</p> <p>第七十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、支払基金又は第六十一条の規定による委託を受けた者(以下この項及び第二百七条第二項において「受託者」という。)について、介護保険関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。</p> <p>2 第二十四条第三項の規定は、前項の規定による検査について、同条第四項の規定は、前項の規定による権限について準用する。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第二百七条 (省略)</p> <p>2 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした支払基金又は受託者の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。